

石巻市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第26回）	平成29年 3月29日（水） 14:40～15:00
	前回（第25回）	平成28年 1月15日（金） 15:30～16:00
場 所	宮城県庁9階 第一会議室 ・ 石巻市役所4階 庁議室 （Web会議）	
復興整備事業	その他施設の整備に関する事業 ・ 北上地区拠点エリア整備事業 ・ にっこり多目的グラウンド整備事業 ・ 市道小竹浜祝田線拡幅事業	
出席者	石巻市	復興政策部 次長 狩野 之義 復興政策部復興政策課 課長 岡 浩 復興政策部復興政策課 主事 大内 和樹 復興事業部基盤整備課 技師 小山 恭平 北上総合支所地域振興課 課長補佐 今野 浩 産業部農林課 課長補佐 青山 裕一郎 産業部漁業集落整備課 課長 千葉巧 産業部漁業集落整備課 技術主幹 阿部毅 産業部漁業集落整備課 技術主幹 鶴谷 博光 建設部道路課 課長補佐 鈴木 敏樹 建設部道路課 主幹 阿部 主税
	復興庁	宮城復興局 参事官 羽室 秀樹 宮城復興局 期間業務職員 高橋 亜矢
	東北農政局	農村振興部農村計画課農村復興指導官 伊藤 崇 農村振興部農村計画課農村復興推進係長 新聞 泉城
	宮城県	土木部都市計画課 技術副参事兼技術補佐（総括） 堀米 健 土木部復興まちづくり推進室 技術副参事兼技術補佐（総括） 鈴木 昌寿 農林水産部農業振興課 課長補佐（総括） 伊藤 孝一 農林水産部森林整備課 課長 田中 均 震災復興・企画部地域復興支援課 課長 今野 佳浩

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部副参事兼地域復興支援課長補佐 菅原）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意、Web会議システムの説明

2 議 事

石巻市復興整備協議会規約第7条により、石巻市長代理人の狩野復興政策部次長が議長となる。

（石巻市復興政策部次長 狩野）

石巻市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（石巻市事務局 復興政策部復興政策課長 岡）

【様式第2により説明】

（石巻市復興政策部次長 狩野）

ただいま、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

（石巻市復興政策部次長 狩野）

今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

（石巻市事務局 産業部農林課課長補佐 青山）

【様式第8について説明】

（石巻市復興政策部次長 狩野）

ただいまの説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

（石巻市復興政策部次長 狩野）

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針にかかる農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局農村振興部農村計画課農村復興指導官の伊藤様、いかがですか。

(東北農政局農村振興部農村計画課 農村復興指導官 伊藤)

ただいまご説明のありました、土地利用方針の変更につきましては、異存ありません。

(石巻市復興政策部次長 狩野)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものとします。

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、保安林の解除の手続をワンストップ処理することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(石巻市事務局 漁業集落整備課長 千葉)

【様式第6について説明】

(石巻市復興政策部次長 狩野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の森林整備課から補足することはございませんか。

(宮城県森林整備課 課長 田中)

【保安林の解除に関する公告・縦覧を行い、意見書の提出はなかったことを補足説明】

(石巻市復興政策部次長 狩野)

最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。

(石巻市復興政策部次長 狩野)

では、今回の復興整備計画全体について了承されました。

以上で議事を終了します。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部副参事兼地域復興支援課長補佐 菅原)

○協議結果

- ・その他施設の整備に関する事業（北上地区拠点エリア整備事業）の掲載について協議会で了承された。
- ・その他施設の整備に関する事業（にっこり多目的グラウンド整備事業）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。
- ・その他施設の整備に関する事業（市道祝田小竹浜線拡幅事業）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条に基づく保安林の解除について協議会で了承された。